

7 高障害第 1438 号
令和 8 年 1 月 13 日

各障害児通所支援事業所 管理者 様

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課長

指定障害児通所支援事業者における自己評価結果の公表等及び届出について

日ごろから、本県の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）の改正により、すべての指定障害児通所支援事業者は、質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）の公表が義務付けられています（共生型及び基準該当事業所含む。）。

つきましては、下記のとおり自己評価結果等を公表し、その結果を令和 8 年 2 月 27 日（金）までに県へ届け出てください。

なお、自己評価結果等の公表が県に届出されていない場合、「届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算（所定単位数の 15% を減算）」となることにご留意ください。

記

1 実施方法

下記の手順で各サービスに関する自己評価等を行い、その結果を公表すること。

（1）保護者等評価

保護者等に対して、「評価表【保護者向け】」を配布してアンケート調査を実施する。

（2）職員自己評価

事業所の職員に対して、「自己評価表【事業者向け】」を配布して自己評価を行う。

（3）事業所全体評価

回収した評価表を集計のうえ、項目毎に課題や工夫している点について職員全員（職員会等の場）で討議する。なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。

（4）評価結果公表

公表用に様式（事業所用、保護者用）を作成し、事業所又は事業所を運営する法人のホームページに掲載して公表する。

ただし、インターネットによる公表が困難な場合は、紙媒体を事業所の見やすい場所（受付や掲示板等）に掲示し、保護者・利用者・利用希望者等が誰でも見られる状態とするこ

と。加えて、公表結果を保護者へ配布すること等をもって公表の方法として差し支えない。この場合であっても、市町村や法人の広報誌への掲載等により広く一般に公表できる方法を検討するように努めること。

2 評価にあたっての留意事項

- ・各サービスのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の内容を十分確認すること。
- ・事業所の実情に合わせ、評価表を加除修正する場合は、ガイドラインの内容に沿ったものとすること。
- ・保護者等に評価を依頼する際は、制度の内容を保護者等に説明し、ガイドラインに基づく保護者評価であることを理解してもらったうえで、アンケート調査を実施すること。

3 県への届出

（1）届出書類

- ①自己評価結果報告書（別添様式1）
- ②自己評価公表用参考様式【事業者向け】（任意様式）

※複数のサービスを提供する事業所は、全サービス分作成し、報告してください。

（2）届出書類の掲載場所

高知県庁ホームページ　トップページ > 組織でさがす > 子ども・福祉政策部 > 障害福祉課 > 新着情報 > 自己評価等の公表及び届出について

（3）提出期限及び提出方法等

提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時必着
提出方法	電子申請サービスにより提出してください。 URL（高知県電子申請サービス） https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18120

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課
事業者担当：弘嶋
TEL：088-823-9635
FAX：088-823-9260